

工賃控除見直しに係る個別減免算定手順マニュアル新旧対照表

改正案	現行
<p>※ 既に個別減免の収入認定を受けている者の収入及び必要経費は平成16年度の額として差し支えない。</p> <p>1. 所得区分認定、個別減免、補足給付の認定方法について            (2) 個別減免の収入、資産等の認定について            【個別減免の適用に当たっての算定手順】</p> <p>具体的な認定や負担額の算定手順は以下の方法が考えられる。</p> <p>① 個別減免の対象者であることの認定を行う。            市町村民税世帯非課税者であること、預貯金等、資産の状況を確認する。</p> <p>② 対象者の月収の把握及び収入の種類分類を行う。            対象者の年間収入を、Ⅰ 特定目的収入(上記ア)、Ⅱ-①工賃等収入、Ⅱ-②年金等収入、Ⅲその他の収入(上記イ②)の4つに分類し、それぞれを12で割る(月収の算定。端数については切り捨て)。年収が不明の場合は、平均的な月収として考えられる額を認定する。            必要経費についても、年間分を12で割る(端数については切り捨て)。</p> <p>③ 月収から、必要経費を控除する。            ②で算定した月収のうち、Ⅲその他の収入から必要経費を控除。必要経費の額がその他の収入より多い場合は、控除した残りの額をⅡ-②年金等収入、Ⅱ-①工賃等収入の順に控除。</p>	<p>1. 所得区分認定、個別減免、補足給付の認定方法について            (2) 個別減免の収入、資産等の認定について            【個別減免の適用に当たっての算定手順】</p> <p>具体的な認定や負担額の算定手順は以下の方法が考えられる。</p> <p>① 個別減免の対象者であることの認定を行う。            市町村民税世帯非課税者であること、預貯金等、資産の状況を確認する。</p> <p>② 対象者の月収の把握及び収入の種類分類を行う。            対象者の年間収入を、Ⅰ 特定目的収入(上記ア)、Ⅱ 稼得等収入、Ⅲその他の収入(上記イ②)の4つに分類し、それぞれを12で割る(月収の算定。端数については切り捨て)。年収が不明の場合は、平均的な月収として考えられる額を認定する。            必要経費についても、年間分を12で割る(端数については切り捨て)。</p> <p>③ 月収から、必要経費を控除する。            ②で算定した月収のうち、Ⅲその他の収入から必要経費を控除。必要経費の額がその他の収入より多い場合は、控除した残りの額をⅡ稼得等収入から控除。</p>

- ④ 月収から、負担を取らない部分を控除する。  
Ⅱ-②年金等収入から66,667円を控除。Ⅱ-②年金等収入が66,667円より少ない場合は、残りの額をⅡ-①工賃等収入、Ⅲその他収入の順で控除する。
- ⑤ 負担を取る部分について、額を算定する。  
ア (略)  
イ 対象者が施設入所者（知的障害者通勤寮入所者除く。）の場合  
④の66,667円を控除した残りの額について、  
・Ⅱ-①工賃等収入の場合は、  
(対象者がその他生活費※2.5万円の者)  
40,333円を上限として工賃等収入を控除(0を下回る場合は0とする)の上、50%を乗じる。  
ただし、工賃等収入が3,000円に満たない場合、更に3,000円から工賃等収入額を控除した額をⅡ-②年金等収入から控除(0を下回る場合は0とする)の上、50%を乗じる。  
(対象者がその他生活費※2.8万円又は3.0万円の者)  
40,333円を上限として工賃等収入を控除(0を下回る場合は0とする)の上、50%を乗じる。  
・Ⅱ-②年金等収入の場合は、50%を乗じる。(対象者がその他生活費2.5万円の者でただし書きに該当する場合を除く)  
・その他収入の場合は、50%を乗じる。  
※ その他生活費の額（補足給付の算定の際に用いる額）  
a b及びc以外の者 2.5万円  
b 障害基礎年金1級受給者、60歳～64歳の者、65歳以上で身体障害者療護施設入所者 2.8万円  
c 65歳以上（身体障害者療護施設入所者除く） 3.0万円
- ⑥ ⑤で算定した額の合計額を定率負担の上限額とする。合計した後、1円未満は切り捨て。

- ④ 月収から、負担を取らない部分を控除する。  
Ⅱ稼得等収入から66,667円を控除。Ⅱ稼得等収入が66,667円より少ない場合は、残りの額をⅢその他収入から控除する。
- ⑤ 負担を取る部分について、額を算定する。  
ア (略)  
イ 対象者が施設入所者（知的障害者通勤寮入所者除く。）の場合  
④の66,667円を控除した残りの額について、  
・Ⅱ稼得等収入の場合は、  
(対象者がその他生活費※2.5万円の者)  
3千円を控除の上、50%を乗じる。  
  
(対象者がその他生活費※2.8万円又は3.0万円の者)  
50%乗じる。  
  
・その他収入の場合は、50%を乗じる。  
※ その他生活費の額（補足給付の算定の際に用いる額）  
a b及びc以外の者 2.5万円  
b 障害基礎年金1級受給者、60歳～64歳の者、65歳以上で身体障害者療護施設入所者 2.8万円  
c 65歳以上（身体障害者療護施設入所者除く） 3.0万円
- ⑥ ⑤で算定した額の合計額を定率負担の上限額とする。合計した後、1円未満は切り捨て